

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱

(目的)

第1条 男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進などの職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を知事が認証し、広く紹介することにより、企業の自主的な取組の促進を図り、ワークライフバランスの推進や労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する企業、法人、団体をいう（国及び地方公共団体を除く。）。

(申請)

第3条 前条の認証を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、「高知県ワークライフバランス推進企業認証申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付し、知事に申請をするものとする。

(認証要件)

第4条 知事は、申請者のうち、次の要件をすべて満たす企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」（以下「認証企業」という。）として認証するものとする。

(1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること。ただし、次世代育成支援対策推進法に基づき認定を受けた特例認定一般事業主についてはこの限りでない。

(2) 5年以内において、男性の場合は1か月以上、又は女性の場合は6か月以上にわたる育児休業取得者の実績があり、かつ取得者が申請時に復職し、現に勤務していること。

又は、5年以内において、1か月以上の介護休業取得者の実績があり、かつ取得者が申請時に復職し、現に勤務していること。

(3) 労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に沿った就業規則又は労働協約を規定していること。

(4) 次世代育成支援及び介護支援に関して、下記のいずれかの取組を行っていること。

ア 育児・介護休業法の規定を上回る育児休業・介護休業制度の設置

イ 育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇・介護休暇制度の設置

ウ 育児・介護休業法の規定を上回る育児・介護のための勤務時間の短縮等の制度の設置

エ 学校参観、通院の付き添い、乳幼児健診の受診等、短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる休暇制度の設置（年次有給休暇を含む）

オ 県が次世代育成支援及び介護支援に資する目的で政策的に実施する別記事業について、取組が認められる事業所

カ その他

アからオにかかるものと同様の趣旨、目的を有するもので、次世代育成支援及び介護支援に関する取組であって、効果があがっていると認められるもの

(5) 3年以内において、関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(審査)

第5条 知事は、申請書の書類審査を行った上で、必要に応じ実地調査を実施するものとする。

(認証)

第6条 知事は、第4条の規定により認証したときは、「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」(様式第2号)を交付するものとする。

2 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とし、引き続き認証を受けようとする企業については、改めて申請するものとする。

3 前項の申請については、第4条(同条第1項第2号を除く)を準用する。

(認証マーク)

第7条 知事は、前条により認証した企業に対し、認証マークを交付する。

2 認証マークの取扱いについては、別に定める「高知県ワークライフバランス推進企業認証マーク使用要領」によるものとする。

(広報)

第8条 知事は、認証した企業名や取組内容などの認証の概要について、県の広報誌やホームページ等で広く周知を図るものとする。

(変更の届出)

第9条 認証企業は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「高知県ワークライフバランス推進企業認証変更届出書」(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第10条 知事は、認証企業が第4条に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認証企業として適でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、認証企業は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、商工労働部雇用労働政策課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

(経過措置)

高知県次世代育成支援企業認証について、平成29年5月31日までに新規認証又は、更新をした企業については現有効期限満了までは「高知県次世代育成支援企業認証」を「高知県ワークライフバランス推進企業認証」と読み替えること。

なお、有効期限満了後更新時に、本要綱の更新要件を満たすこととする。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年3月29日から施行する。

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

この要綱は、平成27年1月27日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年2月26日に改正し、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

高知県ワークライフバランス推進企業認証申請書（新規・更新）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 企業の名称
代表者職・氏名 印

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 企業の概要

所在地	〒		
業種 (事業内容)			
従業員数	人	女性 男性	人 (内パート・アルバイト 人) 人 (内パート・アルバイト 人)
担当者 所属・氏名			
連絡先	TEL: Eメール:	FAX:	

2. 取組内容

(次世代育成支援及び介護支援の具体的な取組内容、実績等を記入してください。)
--

3. 添付資料

- (1) 審査票（別紙）
- (2) 企業の概要がわかるもの
- (3) 労働局に届出をした一般事業主行動計画（写）又は特例認定一般事業主については認定を受けたことが確認できるもの（写）
- (4) 就業規則及び諸規程（写）
- (5) 育児休業・介護休業期間の確認できるもの（写）
- (6) 労働者名簿（写）
- (7) その他（取組の内容が確認できる資料）
- (8) 県税の完納証明書

【注】（新規・更新）のどちらかに○をつけてください。

更新の場合は、（１）、（２）、（３）、（４）、（７）及び（８）を添付してください。

(別紙)

審査票

現在実施しているものにチェックをしてください。

ただし、実施内容を確認できる書類等がない場合は対象となりません。

一般事業主行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。

(計画期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

【注】ただし、特例認定一般事業主についてはこの限りでない。

過去5年以内の育児休業・介護休業取得者の実績について (在職者に限る)

育児 男性 (1か月以上) 人

女性 (6か月以上) 人

介護 1か月以上 人

就業規則又は労働協約の整備について

育児・介護休業法に沿った育児休業・介護休業制度等を就業規則又は労働協約に規定している。

次世代育成支援及び介護に関する取組について

ア 法を上回る育児休業・介護休業制度

分割取得できる育児休業・介護休業制度がある。

一定の事情の有無に関わらず、子が1歳を超えても取得できる育児休業制度がある。

イ 法を上回る看護休暇・介護休暇制度

年5日を超える看護休暇・介護休暇制度がある。

子が小学校に就学してからも看護休暇を取得することができる。

ウ 3歳を超える子の育児又は介護のために利用できる制度

短時間勤務制度

フレックスタイム制

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (時差出勤の制度)

所定外労働をさせない制度 (各企業が定めている就業時間を超えて労働をさせない制度)

育児費用・介護費用の援助措置

託児施設の設置運営

エ 短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる休暇制度

短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる独自の法定外休暇制度がある。

年次有給休暇の半日単位又は時間単位で使用できる法定休暇制度がある。

〔原則として、対象労働者の制限を設けていないこととする。〕
〔ただし、真にやむを得ない場合はこの限りでない。〕

オ 県の次世代育成支援及び介護支援事業への参加・協力

県事業への参加・協力 (事業名:)

カ その他

アからオ以外で次世代育成支援及び介護支援に関する取組を実施し、効果が上がっている。

〔取組内容: 〕

関係法令に違反する重大な事実等の有無 (過去3年間)	有	無
----------------------------	---	---

高知県ワークライフバランス推進企業認証書

企業の名称

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱第4条の規定により高知県ワークライフバランス推進企業として認証します

認証番号 第 号

認証年月日 平成 年 月 日

有効期限 平成 年 月 日

平成 年 月 日

高知県知事

印

様式第3号（第9条関係）

高知県ワークライフバランス推進企業認証変更届出書

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 企業の名称
代表者職・氏名 印

高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱第9条の規定により、次のとおり内容の変更を届け出ます。

記

1. 認証番号
2. 認証年月日
3. 変更内容

変 更 前	変 更 後

- (備考) 1. 申請内容のうち、名称、代表者の氏名、所在地、認証の要件に関することに変更が生じた場合は必ず届け出ること。
2. 変更事項の確認できる資料を添付すること。

(別記)

事業名	事業内容	参加・協力の評価	担当課
・保護者の一日保育者体験推進事業	・子どもの育ちや保育に関する保護者の理解を深めるために、保育所・幼稚園等を利用する保護者の一日保育者体験を行う保育所・幼稚園等を支援する。	・従業員（保護者）が積極的に参加する事を促進し、その参加実績が認められると共に、その取組の継続が見込まれる事業所。	・幼保支援課
・親育ち支援啓発事業	・良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるために、保育所・幼稚園等において、講話やワークショップを行う。	・従業員（保護者）が積極的に参加する事を促進し、その参加実績が認められると共に、その取組の継続が見込まれる事業所。	・幼保支援課
・高知県安心子育て応援事業費補助金	・全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるため、企業又は団体等が行う従業員等の子育て支援を推進する取組に対して補助する。	・従業員等の子育て支援に資する事業に取り組み、県の助成を受けた事業所で、その取組の継続が見込まれる事業所。	・児童家庭課